柏崎刈羽原子力発電所保安規定審査資料		
資料番号 TS-64		
提出年月日	令和2年8月12日	

柏崎刈羽原子力発電所7号炉

保安規定の施行期日について

令和2年8月 東京電力ホールディングス株式会社

保安規定の施行期日について

1.施行期日の規定方針

- (1) 保安規定の施行期日は,原子力規制委員会の認可を受けた後,10日以内とする。
- (2) 重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備の使用前事業者検査の実施を踏まえ,使用 前事業者検査の対象となる規定(第3項を除く。)については,発電用原子炉に燃料体を挿入 する前の時期又は発電用原子炉の臨界反応操作を開始する前の時期における各原子炉施設に 係る使用前事業者検査終了日 以降に適用することとする。
- (3) 発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期又は発電用原子炉の臨界反応操作を開始する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査において実施できない高圧代替注水系については、原子炉の状態が運転の期間における使用前事業者検査終了日 以降に適用することとする。

使用前事業者検査終了日とは,使用前確認申請書に係る使用前事業者検査の使用前確認により,当該の使用前事業者検査が終了していることについて原子力規制委員会の確認を受け使用承認を得た日とする。

2. 施行期日の規定の記載

施行期日の規定の記載

3.施行期日

この規定は,原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し,10日を越えない範囲で施行する。

請書 本文 (施行期

日

申

- 2.本規定施行の際,使用前事業者検査の対象となる規定(第3項を除く。)については,発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期又は発電用原子炉の臨界反応操作を開始する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし,それまでの間は従前の例による。なお,第12条(運転員等の確保)については,7号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし,それまでの間は従前の例による。
- 3.第66条(重大事故対処設備)のうち,高圧代替注水系に係る規定については,原子炉の状態が起動の期間における使用前事業者検査終了日以降に適用する。

1.実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則(抜粋)

(使用前事業者検査の実施)

第十四条の二 使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法
- 2 使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前確認の申請)

第十五条 法第四十三条の三の十一第三項の確認(以下「使用前確認」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(使用前確認を要しない場合)

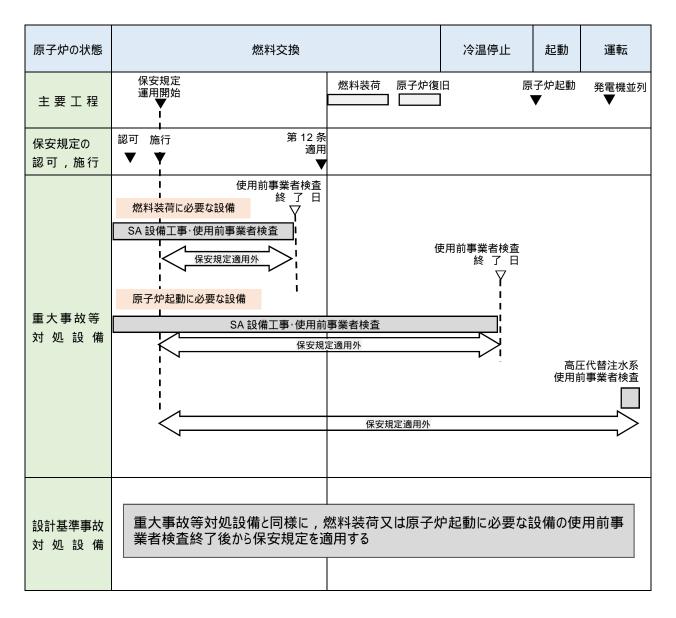
- 第十七条 法第四十三条の三の十一第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は,次のとおりとする。
 - 一 原子炉本体を試験のために使用する場合であって,その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け,その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
 - 二 前号に規定する発電用原子炉施設以外の発電用原子炉施設を試験のために使用する場合
 - 三 発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって,その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合(前二号に掲げる場合を除く。)において,その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け,その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
 - 四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により,原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合
 - 五 制限工事の場合
 - 六 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事であって、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に 応じてそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げるものに該当しないものの場合

(使用前確認証)

第二十一条 原子力規制委員会は,原子力規制検査により、第十五条の規定による申請に係る発電用原子炉施設が法第四十三条の三の十一第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

2. 使用前事業者検査終了日と保安規定の適用との関係

原則として,各原子炉施設における保安規定に係る要求(運転上の制限)の適用される時期 (原子炉の状態)までに使用前事業者検査を実施し,終了後,保安規定を適用する。



3.原子炉の状態

表11

原子炉の状態	運転	起 動	高温停止	冷温停止	燃料交換
原子炉モード スイッチの位置	運 転	起 動	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止
原子炉圧力容器締付ボルトの状態	全ボルト締付	全ボルト締付	全ボルト締付	全ボルト締付	1本以上 ボルトが緩めら れている
原子炉冷却材温度			1 0 0 以上	100 未満	

3. 附則記載およびその説明

(1) 工事や運用上の制約がない条文

第1条 この規定は,令和 年 月 日から施行する。

<説明>

原子力規制委員会の認可を受けた後,10日以内に適用する。

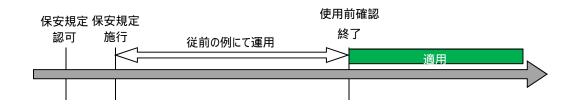
- (2) 新規制基準適用以降の工事計画認可の対象範囲で,施行時点で使用前事業者検査が完了しな い設備については,使用前事業者検査完了後に保安規定を適用する。
 - 2.本規定施行の際,使用前事業者検査の対象となる規定(第3項を除く。)については,発 電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期又は発電用原子炉の臨界反応操作を開始する 前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日 以降に適用すること とし,それまでの間は従前の例による。

なお,第12条(運転員等の確保)については,7号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用する こととし,それまでの間は従前の例による。

<説明>

柏崎刈羽原子力発電所7号炉においては,新規制基準を踏まえた火災,溢水,竜巻等の設計 基準事象や重大事故等へ対処するための安全対策工事を進めており,この工事完了以降,保安 規定における設備および運用に関する条文(例:SA設備は第66条,SA時の手順,体制は 第12条,第17条の7,8)を適用開始する。

具体的には,当該号炉の原子炉に燃料を挿入する前及び原子炉の臨界反応操作を開始する前の使用前事業者検査が終了となる使用前確認を受けた日以降,適用される旨,附則において明確にする。



第12条(運転員等の確保)については、原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査が終了となる使用前確認を受けた日以降に第12条を適用し、運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊を配置し、その後に燃料装荷を開始する。また、未申請の1号炉から6号炉の原子炉に燃料装荷を行わないことを明確にする。

表12-1

中央制御室名 原子炉の状態	1号炉-2	2号炉,3号炉, 4号炉及び5号炉 <u></u>	6 / 7号炉-2
運転,起動, 高温停止の場合			13名以上 4
冷温停止 , 燃料交換の場合	4名以上 3	3名以上 3	10名以上 5

表12-2

中央制御室名 原子炉の状態	1 号炉 , 2 号炉 , 3 号炉 , 4 号炉及び 5 号炉— ²	6 / 7号炉_2
運転,起動, 高温停止の場合		3 名以上 4
冷温停止 , 燃料交換の場合	1 名以上	3 名以上 ⁵

表12-3

要員名	<u>緊急時対策要員</u>	<u>自衛消防隊</u>
<u>常駐</u>	50名以上 6	10名以上
<u>召集</u>	<u>114名以上⁷</u>	<u>18名以上</u> 8

- <u>2:1号炉,2号炉,3号炉,4号炉,5号炉及び6号炉については,原子炉への燃料装</u> 荷を行わない
- 3 : 1 号炉から 5 号炉合わせて 2 2 名以上常時確保する
- 4:7号炉1基が該当する場合
- 5:原子炉が2基とも該当する場合
- 6:50名以上のうち,6名以上を1号炉,2号炉,3号炉,4号炉及び5号炉の要員,4名以上を6号炉及び7号炉の要員とする。
- 7:114名以上のうち,8名以上を1号炉,2号炉,3号炉,4号炉及び5号炉の要員, 106名以上を6号炉及び7号炉の要員とする。
- 8:火災の規模に応じ召集する。

- (3) 新規制基準適用以降の工事計画認可の対象範囲で,原子炉に燃料を挿入する前及び原子炉の臨界反応操作を開始する前に実施する使用前事業者検査以降に使用前事業者検査がある場合
 - 3.第66条(重大事故等対処設備)のうち,高圧代替注水系に係る規定については,原子炉の状態が運転の期間における使用前事業者検査終了日以降に適用する。

<説明>

高圧代替注水系は,設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系と同様に,原子炉で発生した蒸気が駆動源であるため,機能確認は原子炉が運転状態となった以降実施することとなる。したがって,高圧代替注水系に係る規定については,原子炉の状態が「運転」の期間における使用前事業者検査終了日以降に適用する。

以上